

涌谷町監査委員告示第2号

令和8年4月6日付け涌監第2号で収受した涌谷町職員措置請求に係る監査の結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年6月4日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

## 涌谷町職員措置請求に係る監査結果

1 請求人  
非公表

2 措置請求書の提出日  
令和8年4月6日付けで提出され、同日に受け付けた。

3 請求の内容

(1) 要旨

涌谷町は、令和6年4月に、A社a氏から、涌谷町とA社並びにB社の3者で行う「再生エネルギーふるさと納税でんき事業」を提示された。町は町有財産(太陽光発電設備)を無償で貸し付けるという著しく不利な内容であり、貸付料収入を失うという損害を被っている。

また、町の担当とA社a氏はメールのやりとりを続け、C社担当者からの令和7年3月の「契約書を作成した」とのメールにより事業者変更が明白になったが、事業主体の変更は、町として承認や契約の巻き戻しが必要であり、起案や決裁を経ず、担当者レベルのメールや口頭でのやり取りで進められていたことや、担当者がメールでプラットフォーム代の10万円の価格交渉の仲介を行っていたかのような内容が見受けられ、行政担当者として極めて不適切であり、法的にも倫理的にも一線を越えた発言である。

A社は令和6年3月に設立された新興企業であり、設立間もない5月に選定されたのは調査不十分であり事業を継続的に維持できるとは思えない。事業計画書等が非開示であるが、なぜA社を選定したかという選定・審査結果の資料は存在するはずである。

公金を支出する事業でありながら収支の見通しを町民に隠したままで進めるのは説明責任を果たしていない。

事業者選定プロセスに透明性が欠如しており、地方自治法や町の財政規則、入札・契約に関する規定に照らして、競争性の欠如や裁量権の逸脱・乱用がある。

寄附を受けたパネル等は「町の財産」であるが、C社に無償で使わせ、業者が利益を得るスキームは地方自治法第237条2項に抵触するとともに、本来、町が得るべき売電収入や賃料相当額を放棄していることは町に対する財務上の損害である。

寄附を受ける条件としてC社に運営させるという制約があるため、地方自治法第96条1項9号に基づき議会の議決が必要であるが議決はされていない。

以上の請求理由の結果、次のように各項目で違法・不当性及び財産的損害を明示している。

### 【違法・不当性】

- ア A社からC社への事業者交代に伴う経緯や利益配分の詳細が隠蔽されており、町有財産（設備）の無償貸し付けを正当化する適正な手続き（公募や議決等）が欠如している疑いがある。
- イ 町有地を無償で使用させ、本来町が得るべき売電収入や賃料相当額を放棄していることは、善管注意義務に違反する。
- ウ 町有設備の使用状況を把握するための売電実績報告書が不存在であることは、善管注意義務に違反する。
- エ 選定理由書が存在しないまま、特定企業に独占的権益を与えていることは、行政手続きの公平性を著しく欠き、裁量権の逸脱・乱用に当たる。
- オ 当該事業者の選定理由書が文書不存在とされ、事業計画書・収支計画書が黒塗りで非公開とされるなど、公有財産の管理プロセスが極めて不透明である。
- カ 寄附を受けたパネル等は町の財産であり、これを特定の民間業者に無償で使わせ、業者が利益を得ることは地方自治法237条2項に抵触する。
- キ 寄附を受ける条件としてC社に運営させるという制約があるので、地方自治法96条1項9号に基づき議会の議決が必要だ。
- ク 物納寄附でパワコンの金額の記載がないことは、行政手続きの瑕疵にあたる。寄附を受ける際は「受納物件の価格」を正確に評価し、議会報告や資産計上を行う必要がある。
- ケ 主要部品（パワコン）の価格が不明なまま受諾したのは、資産管理を怠る違法・不当な怠る事実である。

### 【財産的損害】

- コ C社が当該設備を利用して得る利益、または町が自ら運用した場合に得られたはずの収益（年間推定売電額等）が町民の財産的損害となっている。
- サ C社との間に締結された「公有財産貸付契約」等において適正な賃料を徴収せず無償としている。これにより、本来町が受領すべき賃料相当額および売電収益相当額を放棄しており、財務上の損害である。

### (2) 措置請求

監査委員は、涌谷町長に対し、次のとおり勧告することを求める。

- ア 当該事業にかかる契約の締結を差し止めるか既に締結された合意の解消を求める。
- イ 関連する公金の支出を行わないこと又はすでに支出された費用の変還。
- ウ 不透明な選定プロセスを是正し、改めて公募等の適正な手続きを行うよう勧告する。
- エ C社への財産無償貸し付けを直ちに中止すること。
- オ 過去の無償期間に相当する「賃料相当額」及び「逸失利益」を算定し、当該企業に請求すること。

- カ 不透明な事業者交代の経緯を明らかにし、責任の所在を明確にすること。
- キ 不存在とされた選定理由書や黒塗りの収支計画書を監査委員の権限で開示・調査し、不当な利益供与が認められる場合は、町長に対し損害賠償（逸失利益の補てん）を求めること。
- ク 内容を理解せぬまま町に不利（利益を業者に流す）な契約を結んだことで町は損害を被っているので損害賠償を求める。
- ケ パワコンの適正な資産評価のやり直しを求める。

#### 4 請求の受理

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年5月8日に受理を決定した。

#### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和8年5月14日午後2時から午後3時まで陳述の機会を与えた。その際、関係職員1人の立会いがあった。

#### 6 監査の実施

##### (1) 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断し、監査対象事項を次のとおりとした。

- ア 請求内容の事実確認
- イ 請求内容の適否

##### (2) 監査対象課

監査の対象課を企画財政課とした。

##### (3) 監査対象課及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により、次のとおり調査を行った。

- ア 監査対象課  
令和8年5月22日午前9時30分から午前10時45分まで

#### 7 判断

明示された違法・不当性及び財産的損害に対する調査分析・判断は以下のとおりである。

##### (1) 【違法・不当性】ア

A社からC社への事業交代の経緯については、発案者であるA社自身の都合上

の交代であり、それまでの事業推進の協議等の責任上、ふるさと納税でんき事業を遂行し得る施工・管理が可能な別事業者をA社として探し出し、町に紹介したという説明を受けた。事業者を探し出すのに数か月の空白期間が生じていたとのことである。また、本事業は、町で使用していない土地の有償貸付及び寄贈された太陽光パネル等の無償貸付が行われているが、今回の土地有償貸付は普通財産にかかわることであり、貸付けする事業者の選定は必要がなく、議会の議決も必要がない。さらに、寄贈された太陽光パネル等は涌谷町（行政主体）ではなくC社が主体となって発電事業を行うために直接使用することから普通財産と位置付けられ、ふるさと納税額の増額の見込みや返礼品としての電気発電という対価を得る見込みの上での無償貸付と考えられるので、公募も議決も必要ないと判断する。

(2) 【違法・不当性】 イ

「本来町が得るべき売電収入や賃料相当額を放棄していることは、善管注意義務に違反している」との主張については、自ら発電事業を行う選択をした場合に発生すると思われる施工費やノウハウ及び管理運営費等の負担を考慮した上で、その選択をしない中でふるさと納税による寄附額の増額を見込める環境を整備するものであり、また、賃料相当額については、ふるさと納税額の寄附額増額が見込めることや返礼品としての電気発電という対価を得るスキームの中で、無償で寄贈された設備等を無償貸付としたものであり、どちらも町民の委任に応える内容のものである。よってどちらも善管注意義務に違反していないと判断する。

(3) 【違法・不当性】 ウ

委託事業ではないため、調査し、回答する必要はないと考える。

(4) 【違法・不当性】 エ

本事業は、発案者であるA社a氏から涌谷町への提案によって始まり、契約に向かって協議を継続してきた。細かい理由は分からないがA社は都合により途中でC社に変更になり、その後も協議を続け、令和7年6月に涌谷町B社C社の3者による涌谷方式の「土地賃貸借及びふるさと納税でんきサービス事業に関する契約」が締結された。特にふるさと納税でんきサービス事業は取扱事業者が限定され、その性質又は目的が競争入札に適しないものであり、さらには競争入札に不利と認められることから地方自治法施行令第167条の2第2項及び第6項から、涌谷町、B社およびC社の3者による随意契約としたとの説明を受けた。しかしながら、選定理由書及び随意契約理由が決裁文書として残されていなかったことは、大いに反省すべきことである。

また、「特定企業に独占的権益を与えている」ということについては、遊休地となっていた土地等の普通財産を基に計画し手続きを重ねてきた事業であり、「行

政手続きの公平性を著しく欠き、裁量権の逸脱・乱用に当たる」とは言えず、法令等に違反するものではないと判断する。

(5) 【違法・不当性】 オ

事業計画書及び収支計画書が非公開となっているが、町の情報公開条例による当該法人等の事業活動上の利益が著しく損なわれるという理由であり、やむを得ない措置と考えている。監査委員権限で何でも調査できると請求人は主張するが、監査上知り得た情報を公開する場合、監査委員も町の条例の制限を受けるということを申し添えておく。

(6) 【違法・不当性】 カ

寄附を受けたパネル等は「町の財産」であるが、C社に無償で使わせ、業者が利益を得るスキームは地方自治法第237条2項（・・・又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない）に抵触すると請求者は主張するが、今回の事業については、町がパネルを貸付けることによりふるさと納税の返礼品を作り出す事業（電気の発電）であることから、貸付料はゼロであっても、貸付料ではない非金銭的な対価を受け取って貸付けているとも受取れるので、抵触しないと判断する。

(7) 【違法・不当性】 キ

町は、D社及びE社からそれぞれ太陽光パネルとパワーコンディショナーの寄附を受けているが、寄附を受ける条件として、C社に運営させるという制約があるので、地方自治法第96条1項9号に基づき議会の議決が必要だという主張については、負担付寄附は、寄附を受けるにあたって一定の義務を自治体が負う場合で、その義務を果たさない場合受けた寄附が解除されるものであるが、今回の寄附については、一定条件を満たさないのであれば寄附を取消すとの条件が付されたものでないことから、負担付寄附にはあたらず議決は必要ないと判断する。ただし、重要な事案等については適宜議会に報告等があつて然るべきと考える。

(8) 【違法・不当性】 ク、ケ

「物納寄附でパワコンの金額の記載がないことは、行政手続きの瑕疵にあたる。」という請求者の主張であるが、開示請求された2025年10月30日のC社からのメールの中にパワコンの販売参考価格1,072,900円（税別）が記載されているので参考にされたい。

(9) 【財産的損害】 コ、サ

請求人は、『本来町が受領すべきパネルとパワーコンディショナーの「賃料相当額」及び町が自ら運用した場合の「売電収益相当額」について、不利な契約であ

り町の財産的損害である』としているが、机上のみで作成された一方的な思いに基づく主張であると考えられる。

まず、「賃料相当額」については、元々は何もないところに無償で寄贈されたパネル等をC社に無償で貸付けて修繕や土地の草刈り等も含めた管理運営等及び発電事業の一切を担わせるものであり、町においては、職員の人件費やパソコン使用の経費等を除けば特別な経費は発生しておらず、今後も減価償却費(内部留保)相当の費用を考慮する必要はあるものの、災害等の非常事態にならなければそれ以上の経費は想定されないとのことから、請求者が主張する、不利な契約であり町の損害であるとは言えないと判断する。

また、「売電収益相当額」については、ふるさと納税額の3割程度の額に当たる電気が返礼品としてふるさと納税者に返礼されることになり、発電された電気の返礼はB社、電気発電と返礼の電気以外の電気の売電はC社が行うこととなるが、事業を提案された当初から町が発電事業を行って売電収入を得る計画は想定されていなく、発電事業を町の事業とした場合に発生すると思われる施工費や運営ノウハウ及び施設設備の管理運営費等の負担を考慮しただけでも、実際どの程度の負担が増大するかも簡単には想定できないとのことから、安易に自ら発電事業を行う選択をしなかったのは自然な成り行きと考えられる。

このような事業環境の中での町の選択に対する評価はいろいろなものがあって当然であるが、返礼品のメニューが増えて選択肢が増えたことによりふるさと納税による寄附意欲が喚起されやすくなること、寄附があった場合寄附額の半分程度は町の歳入として残ること、電気については発電から返礼までは町の事務負担の大半が省略されて完了すること等を考慮すれば、本事業の契約は今後に向けて寄附金の増額の道筋を広げる環境を設定したのもとして一定の評価を与えてよいと考える。自ら運用することは選択肢の1つであり、方策として可能性が全くないわけではないが、ベストなもの認められたものでもない状況の中で、その方策との差額を町の損害と決めつけることは非常に乱暴な主張であると考えられる。以上から、こちらも請求者が主張する、不利な契約であり町の損害であるとは言えないと判断する。

## 8 結論

本件請求については、令和8年5月29日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

求められた措置の請求については、最高裁判決では「町に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、住民監査請求ができない(最高裁判決平成6年9月8日)」こととなっているが、今回の請求は、請求の要因となる損害が発生し又は発生しようとしているとは認められないことから、請求の理由がないと判断し、請求全体を棄却する。